

## 令和7年度 湧別町奨学金の貸付けについて

### 1 湧別町奨学金の目的

この奨学金は、教育の機会均等と教育の振興を図るために貸付けいたします。

### 2 貸付の対象となる方

この奨学金の貸付対象となる方は、湧別町に住民登録している方のお子さんで次の項目全てに該当する方です。

- (1) 高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、専修学校（予備校など各種学校は含みません。）に令和7年度に在学する方。
- (2) 身体健康、学業優秀、性行善良な方。
- (3) 学資の支弁が困難な方。

### 3 提出する書類

貸付けを希望される方は、次の書類を教育委員会（湧別町文化センターさざ波内）教育総務課教育管理グループに提出してください。

- (1) 奨学金貸付申請書 借受希望者氏名欄及び父母等欄に署名してください。
- (2) 奨学生推薦書 卒業した学校長の推薦書（未開封のもの）。
- (3) 履歴書 必ず写真を貼付け署名してください。
- (4) 調査確認同意書 町税や使用料の納付状況を確認します。
- (5) 合格通知書 写しを提出してください。
- (6) 学業成績証明書 卒業した学校長の証明書（未開封のもの）。
- (7) 住民税課税明細書 主に家計を支えている方の令和6年度明細書の写し。
- (8) 年間授業料明細 年間の授業料が確認できる書類の写し。

※（1）・（2）・（3）・（4）の様式は教育委員会・町ホームページに備えてあります。

#### 4 奨学生の選定

4月下旬に決定し、本人に通知します。

貸付けの決定をされた方は、指定する日までに誓約書等を教育委員会に提出していただくことになります。

#### 5 奨学金の貸付額

奨学金は、年間授業料の80%（限度額50万円）の範囲内で、毎年前期（5月下旬）と後期（10月中旬）の2回に分けて無利子で貸付けします。

貸付けに当たって、奨学生は、奨学金借用証書を父母等及び連帯保証人2名が連署の上、教育委員会に提出していただくことになります。なお、父母等及び連帯保証人2名は、それぞれ生計を別にする方でなければ対象となりません。

#### 6 奨学金の償還

奨学生が目的の学校を卒業後、11年（うち1年据置き）以内の期間で月賦、半年賦または年賦により償還していただくことになります。また、繰上償還もできます。

#### 7 奨学金償還免除制度

近年の大学等への進学率の向上に伴い、教育機会の確保が図られるよう、学校卒業後Uターンして湧別町内の企業への就職や家業に従事する方の奨学金の償還を免除します。

対象となる方は、次の要件を全て満たす方です。

- ① 湧別町奨学金の貸与を受けて高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、専修学校に在学した方。
- ② 学校を卒業した後、6年以内に湧別町内に居住し、湧別町内の企業に就職又は家業に従事し、地元就業等の期間が10年を超えるとき。

#### 8 申請書提出期限

令和7年3月28日（金）

※ 不明な点や、詳しい内容につきましては、教育委員会教育総務課教育管理グループ（TEL 5-3143）までお問い合わせください。